


☆公害による健康被害を許すな!
☆自然環境・生活環境の破壊を許すな!



ヤマシャクヤク

大阪から公害をなくす会 ニュース

大阪から公害をなくす会
〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19
内本町松屋ビル10 370号
TEL 06-6949-8120/FAX 06-6949-8121
E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp
URL http://oskougai.com/
発行責任者 金谷 邦夫
年間購読料一部2,000円(送料共)

最高裁勝利！泉南から建設に勝利をつなぐ 11.27 アスベスト大集会



泉南・最高裁判決の歴史的意義と アスベスト被害の救済、根絶に向けて

宮本憲一 大阪市立大学名誉教授 特別講演 より

泉南アスベスト災害 最高裁判決の意義

冒頭で、日本のアスベスト紡織の中心地である泉南地区で初めて国の責任を明らかにできたことは素晴らしいことだと賞賛されました。

2005年9月環境省が検証を行なった際「当時は予防原則というアプローチが十分に認識されていなかった。関係省庁間の連絡も悪かった」など反省を込めているが、国の責任を認めなかった。それに対して最高裁の判決で「国の経済の発展と人間の健康を天秤にかけようとするという判断は間違っている」と言っていることは立派な考え方だと評価。規制の基準を行政の裁量や費用と便益の比較衡量に任せず、被害者の基本的人権の擁護に置く社会的災害裁判の成果が採用された基準となった。ここに歴史的な意義がある。判決は、従来判例（水俣病訴訟では国の責任は4分の1）を上回る2分の1と認めさせたことで他の裁判へも大きな影響を与えたと評価されました。

アスベスト被害の救済のために

この判決では全面的救済ができているかといえばそうとは言えない。全面救済できるように運動し努力しなければならない。

国の責任を輪切りにして1953年から71年の18年間に限っていることに疑問。少なくとも2006年に救済法を作った時点まで国の責任があると主張。アスベスト被害は不治の病、死病である。アスベストを安全のためには使用しないことが原則。「アスベストフリー社会」を創らねばならない。

日本は欧米より20年間対策が遅れており、既に石綿肺、肺がんが明らかになっていた時期の80～90年代に大量に使用されていた事実がある。多数の労働者や市民がアスベ

ストに曝露された。今後2050年までは被害が発生すると予想。80～90年代に使用した被害が出てくると思われるとの見解。この間の国の責任が免除されるとは言えないという意見。

アスベストの被害は2005年6月に勇気のあるクボタ工場周辺の被害者3人が公害として訴えて驚くべき石綿被害が表面化。この「クボタショック」がきっかけで肺がんと中皮種の労災認定者の年平均人数は30倍近く増えた。

2009年までに石綿肺がんの中皮種の死亡者は4万8,159人、これに対して救済されたのは1万2,703人に過ぎない。3万数千人の救済されなかった人々に対してどう謝るのか、国が責任を取らないということはあるのか？という疑問を投げ掛けられました。

公害裁判は被害を重く見る。仮に法律を守っていても被害者がいる場合は被害があることを重く見てそれを救済する。これが司法や行政の責任。今後も救済法に不備があり、被害者が救済されない場合には責任が生じると考えるべき。管理をしていたら大丈夫ではなくて全面使用禁止をしなかったことの責任を問う。これがアスベスト裁判の基本。最高裁の歴史的勝訴判決を土台に、アスベスト被害者の全面救済に向けての世論と運動を起こそうと力強く訴えられました。

今後の課題

これからは特に建造物、上下水道、橋梁、発電所、原発なども解体時期のアスベストの飛散は確実に起こる。建材の中に500万トンはあると推測。災害時のアスベストの対策も課題。その他①救済法の全面改革。②疫学調査、被害の掘り起こし。③解体時の安全の徹底。④アスベストが含まれている建物の実態が分かる災害危険予想図のようなもの策定。最大の原則は予防。

まだまだ企業の責任が果たされていない。アメリカのような「拡大生産者責任論」を裁判の中に確立されることも望みたいと締めくくられました。

(中村 優)